# 平成十八年国土交通省令第十一号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十四条第二項及び第三項、第五十五条、第五十六条第一項、第六十八条第二項及び第三項、第六十九条並びに第七十一条第三項、第四項及び第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令を次のように定める。

（定義）

**第一条**　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（特定貨物輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

**第二条**　法第百五条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第一による届出書一通を提出してしなければならない。

**第三条**　法第百五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定貨物輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

**第四条**　法第百五条第三項の規定による申出は、様式第二による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定貨物輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第五条**　法第百六条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第三による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百六条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第三による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合を除く。）

3　第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定貨物輸送事業者が定める期限までに提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

**第七条**　法第百七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　法第百三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

五　エネルギーの使用の効率

六　非化石エネルギーの使用状況

七　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（特定旅客輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

**第八条**　法第百二十九条第二項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第五による届出書一通を提出してしなければならない。

**第九条**　法第百二十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

**第十条**　法第百二十九条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第十一条**　法第百三十条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百三十条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合を除く。）

二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第百三十条第二項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定め

る期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。

（特定旅客輸送事業者の定期の報告）

**第十二条**　法第百三十一条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第八による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

**第十三条**　法第百三十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　法第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び同条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

五　エネルギーの使用の効率

六　非化石エネルギーの使用状況

七　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（法第百二十四条第一項の国土交通省令で定める者）

**第十四条**　法第百三十四条第一項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の申請）

**第十五条**　法第百三十四条第一項の規定により認定管理統括貨客輸送事業者の認定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第九による申請書及びその写し各一通を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の認定の申請に係る申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第百三十四条第一項の定めに照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十四条第一項の規定に基づき認定する。」

3　国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件）

**第十六条**　法第百三十四条第一項第一号の国土交通省令で定める要件は、密接関係貨客輸送事業者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

一　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換の取組方針

二　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を推進するための体制

三　貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置を統括して管理する方法

（令第十五条第一項の車両数に換算した数）

**第十七条**　令第十五条第一項の車両数に換算した数は、貨物輸送事業者である場合にあっては令第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数で除して得た数に同表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分が鉄道による貨物の輸送であるものの下欄に掲げる基準（次項において「基準」という。）を乗じた数とする。

2　令第十五条第一項の車両数に換算した数は、旅客輸送事業者である場合にあっては令第十四条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる数を同表の下欄に掲げる数で除して得た数に基準を乗じた数とする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定の取消しを行う場合の手続）

**第十八条**　国土交通大臣は、法第百三十四条第二項の規定に基づき、同条第一項の認定を受けた者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十一による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定管理統括貨客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第十九条**　法第百三十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第十二による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百三十五条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第百三十五条第二項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。

（認定管理統括貨客輸送事業者の定期の報告）

**第二十条**　法第百三十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

**第二十一条**　法第百三十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　法第百三条第一項又は第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び法第百三条第三項又は第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量又は個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離若しくは営業運航距離の合計

五　エネルギーの使用の効率

六　非化石エネルギーの使用状況

七　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請）

**第二十二条**　法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請をしようとする貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、共同で、様式第

十四による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　国土交通大臣は、法第百三十八条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十八条第一項の規定に基づき認定する。」

3　国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を申請者に交付するものとする。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の変更に係る認定の申請）

**第二十三条**　法第百三十九条第一項の規定により法第百三十八条第一項の認定に係る貨客輸送連携省エネルギー計画（法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の規定による変更の認定又は法第百三十九条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定貨客輸送連携省エネルギー計画」という。）の変更の認定を受けようとする法第百三十八条第一項及び法第百三十九条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書及びその写しの提出は、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の写しを添付して行わなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに法第百三十九条第四項において準用する法第百三十八条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十九条第四項において準用する同法第百三十八条第四項の規定に基づき認定する。」

4　国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を申請者に交付するものとする。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更）

**第二十四条**　法第百三十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者の名称又は住所の変更

二　前号に掲げるもののほか、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

2　法第百三十九条第二項の規定により認定貨客輸送連携省エネルギー計画の軽微な変更に係る届出をしようとする法第百三十八条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者は、様式第十八による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の取消しを行う場合の手続）

**第二十五条**　国土交通大臣は、法第百三十九条第三項の規定に基づき、認定貨客輸送連携省エネルギー計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を様式第十九による書面により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定貨客輸送連携省エネルギー計画の定期の報告）

**第二十六条**　法第百四十一条の規定による報告は、毎年度六月末日までに、貨物輸送事業者にあっては様式第二十、旅客輸送事業者にあっては様式第二十一による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

**第二十七条**　法第百四十一条の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項のうち、法第百三十八条第一項の認定に係る連携省エネルギー措置に係る事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量若しくは個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

四　エネルギーの使用の効率

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力に関する届出）

**第二十八条**　法第百四十三条第三項の規定による届出は、毎年度四月末日までに、様式第二十二による届出書一通を提出してしなければならない。

**第二十九条**　法第百四十三条第三項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十六条第一項に規定する輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十六条第二項に規定する基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定航空輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

**第三十条**　法第百四十三条第四項の規定による申出は、様式第二十三による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定航空輸送事業者の中長期的な計画の提出）

**第三十一条**　法第百四十四条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第二十四による計画書一通により行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、法第百四十四条第一項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、次の各号のいずれかに該当する者は、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間（以下この項において「計画期間」という。）の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

一　計画を提出する年度の前年度（以下この項において「申請前年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び計画を提出する年度の前々年度（以下この項において「申請前々年度」という。）に係るエネルギー消費原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係るエネルギー消費原単位を当該各年度の四年度前の年度に係るエネルギー消費原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

二　申請前年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前々年度に係る電気需要最適化評価原単位を申請前々年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者（計画期間の各年度の前年度に係る電気需要最適化評価原単位を当該各年度の四年度前の年度に係る電気需要最適化評価原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれかが九十九パーセントを超える場合を除く。）

3　第一項の規定にかかわらず、法第百四十四条第二項の規定による計画（以下この項において「計画」という。）については、計画を提出する年度の前年度からその内容に変更がないときは、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定航空輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日までに、様式第二十四による計画書一通を提出すれば足りる。

（特定航空輸送事業者の定期の報告）

**第三十二条**　法第百四十五条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第二十五による報告書一通を提出してしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに行うことが困難であるときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出してしなければならない。

**第三十三条**　法第百四十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況
三　法第百三条第一項及び第百二十七条第一項に規定する判断の基準の遵守状況並びに法第百三条第三項及び第百二十七条第三項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置
四　輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量
五　エネルギーの使用の効率
六　非化石エネルギーの使用状況
七　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（光ディスクによる手続）

**第三十四条**　第五条第一項、第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並びに第六条、第十二条、第二十条、第二十六条及び第三十二条の報告書の提出については、当該計画書又は当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十六の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（光ディスクの構造）

**第三十五条**　前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一　日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二　日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

（電子情報処理組織による申請等の指定）

**第三十六条**　この省令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、第二条、第八条、第二十四条第二項及び第二十八条の届出書、第四条、第十条及び第三十条の申出書、第五条第一項、第十一条第一項、第十九条第一項及び第三十一条第一項の計画書並びに第六条、第十二条、第二十条、第二十六条及び第三十二条の報告書又は第十五条第一項、第二十二条第一項及び第二十三条第一項の申請書（以下「届出書等」という。）の提出とする。

（事前届出）

**第三十七条**　電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して前条の規定により届出書等を提出しようとする者は、様式第二十七による電子情報処理組織使用届出書を国土交通大臣又は貨物輸送事業者若しくは旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下この条において「所轄地方運輸局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十八又は様式第二十九によりその旨を国土交通大臣又は所轄地方運輸局長に届け出なければならない。

4　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（届出書等の提出の入力事項等）

**第三十八条**　電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者は、当該届出書等の提出を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該届出書等を提出しなければならない。

（届出書等の提出において名称を明らかにする措置）

**第三十九条**　届出書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第三十七条第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して届出書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則との関係）

**第四十条**　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第四十三、様式第四十四又は様式第四十五による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第二十七、様式第二十八又は様式第二十九による届出書の提出があったものとみなす。

（書類の提出）

**第四十一条**　法、令又はこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書、申出書、計画書又は報告書は、それぞれ輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

**附　則**

この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二六年一月一七日国土交通省令第三号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　法第五十六条第一項（法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

**附　則（平成二七年五月二二日国土交通省令第四一号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二六号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

**附　則（平成二八年五月二七日国土交通省令第四九号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令別記様式第四、第八及び第十二にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

**附　則（平成三〇年一一月三〇日国土交通省令第八五号）**

（施行期日）

1　この省令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第五条第二項、第十一条第二項、第十九条第二項及び第三十一条第二項の規定は、令和二年三月三十一日までは、適用しない。

**附　則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）**

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

**附　則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

**附　則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）**

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和五年三月三一日国土交通省令第一五号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（次項において「新省令」という。）第七条第六号、第十三条第六号、第二十一条第六号及び第三十三条第六号の規定は、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用する。

2　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百七条第一項、第百三十一条第一項、第百三十六条第一項、第百四十一条及び第百四十五条第一項の規定による報告の様式については、新省令様式第四、様式第八、様式第十三、様式第二十、様式第二十一及び様式第二十五にかかわらず、報告書の提出の期限が令和六年六月三十日以後である報告から適用し、当該期限が令和五年六月三十日である報告については、なお従前の例による。

**様式第１（第２条関係）**

様式第２（第４条関係）

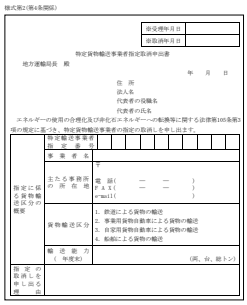

様式第３（第５条関係）

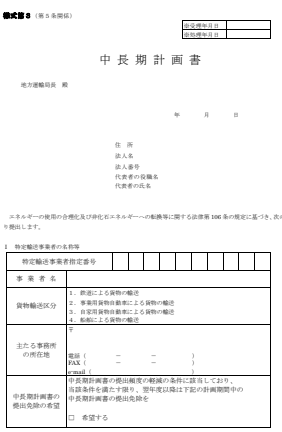

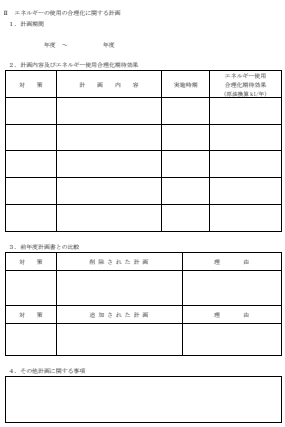

Ⅲ．非化石エネルギーへの転換に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度　　□計画内容に変更なし

２．非化石エネルギーへの転換の目標

２－１．定量的な目標

（１）電気車における非化石電気の使用割合

| | 目標 |
|---|---|
| | 年度 |
| ・口座用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外部調達電気<br>に占める非化石エネルギーの割合 | % |

備考　非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

（２）非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

| 区分 | | 目標<br>年度 |
|---|---|---|
| 電気自動車 | ① | 台 |
| 水素自動車<br>（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 |
| 専ら バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤＝①＋②＋③＋④ | 台 |
| 貨物輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車割合 | ⑦＝⑤／⑥×100 | % |
| （参考）ハイブリッド自動車 | ⑧ | 台 |
| （参考）電動車割合 | ⑨＝（①＋②＋③＋⑧）／⑥×100 | % |

（３）バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

| 燃料の種類<br>（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | 目標年度における<br>バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み | 目標年度における<br>台数の見込み |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

（４）その他定量的な目標

| 年度 | 内容 | 目標数値 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

２－２．定性的な目標

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

３．目標を達成するために取り組む措置（計画内容）

| 内容 | 実施時期 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．前年度計画書との比較

| 削除された目標・取組措置 | 理　　由 |
|---|---|
| | |
| 追加された目標・取組措置 | 理　　由 |
| | |

５．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

| |
|---|
| |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
３　計画書冒頭の欄印を付した欄には記入しないこと。
４　Ⅲのさの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
５　Ⅲのさの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画元了年度における年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「ｋｌ」により記入すること。
６　Ⅲの３及び４の４には、Ⅲの２及びⅢの２及び３について、それぞれ前年度と比較して記入すること。なお、該当する項目が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
７　Ⅲの４には、Ⅲのエの欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
８　Ⅲのエ－１（２）の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「目標」の欄には、それぞれ値を記入すること。
９　Ⅲのエ－１は、１の「貨物輸送区分」が１の場合は（１）及び（４）を記載し、２又は３の場合は（２）から（４）までを記載すること。

様式第４（第６条関係）

**様式第４**（第６条関係）

| 受定標年度日 | |
|---|---|
| 目標年度日 | |

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 107 条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号 | | |
| 特定荷主番号 | | |
| 事 業 者 名 | | |
| 貨物輸送区分 | １．鉄道による貨物の輸送<br>２．事業用貨物自動車による貨物の輸送<br>３．自営用貨物自動車による貨物の輸送<br>４．船舶による貨物の輸送 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） | |

第１表　エネルギーの使用量

１－１．エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

| エネルギーの種類 | | | 単位 | 使用量 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | | | |
| | | | | エネルギー使用量 | 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | エネルギー使用量熱量GJ | 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量熱量GJ |
| 化石燃料 | 揮発油 | | kｌ | | | | |
| | 連携分 | | kｌ | | | | |
| | ジェット燃料油 | | kｌ | | | | |
| | 連携分 | | kｌ | | | | |
| | 軽油 | | kｌ | | | | |
| | 連携分 | | kｌ | | | | |
| | 灯油 | | kｌ | | | | |
| | 連携分 | | kｌ | | | | |
| | 重ＡＣ重油 | | kｌ | | | | |
| | 連携分 | | kｌ | | | | |
| | 液化石油ガス（LPG） | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| | 液化天然ガス（LNG） | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| | 石炭（　　） | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| | 都市ガス（LNG を含む） | | Ｔｍ３ | | | | |
| | 連携分 | | Ｔｍ３ | | | | |
| | その他（　　） | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | | | | | |
| 化石燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | |
| 化石燃料小計（GJ） | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | | ｋｌ | | | | |
| | バイオディーゼル | | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | | ｋｌ | | | | |
| | 黒鉛 | | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | | ｋｌ | | | | |
| | 木材 | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| | チップ | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| | その他（　　） | | ｔ | | | | |
| | 連携分 | | ｔ | | | | |
| 非化石燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | |
| 非化石燃料小計（GJ） | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 買電 | 化石燃料由来 | 電気事業者からの買電 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | 非化石燃料由来 | 電気事業者からの買電 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | 自家発電 | 燃料由来 | 石炭火 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 重力 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 油焚 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 風力 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | その他（　　） | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | 熱利用由来 | 化石由来 | ｔＣＯ２ | | | GJ | GJ |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | | 非化石由来 | ｔＣＯ２ | | | GJ | GJ |
| | | | 連携分 | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | その他（　　） | | ｔＣＯ２ | | | | |
| | | 連携分 | | ｔＣＯ２ | | | | |
| 電気小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 電気小計（GJ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 合　計GJ | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 原油換算ｋｌ | | | | | | | ①ｋｌ | ②ｋｌ |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 原単位原油換算ｋｌ | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 対前年度比（%） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１ギガジュール時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

１－２．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

| 時間帯 | | 単位 | 年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 使用量 | | 連携分を除いたエネルギー使用量 | | 連携省エネルギー分のエネルギー使用量 | |
| | | | 数値 | 原油換算ｋｌ | 数値 | 原油換算ｋｌ | 数値 | 原油換算ｋｌ |
| 平日 | ４月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ５月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ６月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ７月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ８月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ９月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | １０月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | １１月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | １２月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | １月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ２月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | ３月 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| 特定時間帯 | 出力抑制時間帯 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | 需給が厳しい時間帯 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| | その他の時間帯 | ｔＣＯ２ | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算ｋｌ欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３．電気の国内経営非化石エネルギー指令量等に係る情報

| クレジット特定番号等 | 無効化ＮＧＣ又は移転ＮＧＣ | 無効化量又は移転量 |
|---|---|---|
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |

１－４．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

| メニュー名 | 使用量 | | 非化石メニューにおける非化石割合または非化石証書使用比率 |
|---|---|---|---|
| １． | kWh | kｌ | % |
| ２． | kWh | kｌ | % |
| ３． | kWh | kｌ | % |

２．貨客輸送連携省エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の算出方法

（３）貨客輸送連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量

| エネルギーの種類 | 単位 | 連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量 | | 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | | 連携省エネルギー措置を踏まえた輸送量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数値 | 熱量GJ | 数値 | 熱量GJ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第２表　輸送用機器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

| 器具の名称 | 器具の概要 | 使用状況 | 導入、改造又は廃棄の状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

| |
|---|
| （イ）の理由 |
| |
| |
| |
| （ロ）の理由 |
| |
| |
| |

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

| |
|---|
| （ハ）の理由 |
| |
| |
| |
| （ニ）の理由 |
| |
| |
| |

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

| 対象事業 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 熱絶対値の領域とその効率向上の管理 | 熱絶対値の測定<br>☐ 測定している<br>☐ 測定していない | 省エネ推進体制・責任者の設置<br>☐ 全てで専門で実施している<br>☐ 大半で専門で実施している<br>☐ 一部の専門だけ実施している<br>☐ 実施していない | 責任者による熱絶対値の計画（目標の設定、施策等）<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | 省エネに関する定期報告書提出<br>☐ 実施している<br>☐ 実施していない |
| | 省エネ目標（設定・改善度）<br>☐ 全ての領域で達成<br>☐ 全てを実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| 省エネ・輸送用機械器具の使用 | 省エネ機器用途領域別の導入<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 省エネに関する資金の導入<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | |
| 省エネ運転・操縦 | 省エネ運転・操縦<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 運転マニュアル整備・マニュアル順守<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 効果検証・改善の向上<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | |
| 輸送能力の高い輸送用機械器具の使用 | 輸送用機械器具の台数<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| 輸送能力の効率的な活用 | 積載率の向上<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 荷物量・ロット・輸送頻度・リードタイム<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 代替素材・資材・容器等の採用<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | |
| その他 | 省エネ実績報告<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 設備的な製品・商品の開発<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 物流拠点の整備<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | |

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

| | 年度 |
|---|---|
| エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量($CO_2$) | |

２．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

| |
|---|
| １．有（別紙のとおり）　２．無 |

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の現状の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

| |
|---|
| １．有（別紙のとおり）　２．無 |

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書管理の欄には記入しないこと。

3　報告書管理の特定報告番号の欄には、機械名及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書管理の事業者名の欄には、事業者が行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１－１及び２（３）の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１－１及び２（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１－１及び１－２、第３表の１及びは、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及びはについては、前年度値は原因として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原因として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第３表（コ－３及びコ－４を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原因として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及び２の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

$$\text{5年度間平均原単位変化（\%）} = (\text{①}\times\text{②}\times\text{③}\times\text{④})^{\frac{1}{4}}\ (\%)$$

（２）電気需要最適化評価原単位

$$\text{5年度間平均原単位変化（\%）} = (\text{①}'\times\text{②}'\times\text{③}'\times\text{④}')^{\frac{1}{4}}\ (\%)$$

15　第６表の１は、「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表２は、「（ハ）の理由」が「（ハ）の理由」と同様になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付けること。

17　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（２）電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

## 様式第５（第８条関係）

様式第1(第8条関係)

| | |
|---|---|
| 受理年月日 | |
| 取消年月日 | |

輸送能力届出書

地方運輸局長　殿

年　月　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 事業者名 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |
| 旅客輸送区分 | 1. 鉄道による旅客の輸送<br>2. 乗合自動車による旅客の輸送<br>3. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送<br>4. 船舶による旅客の輸送 |
| 輸送能力 | 年度末　　(両、台、総トン) |
| 備考 | |
| 特定輸送事業者指定番号 | |

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　印刷を付した欄には記述しないこと。

3　該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。

4　改年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第14条の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。

5　既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること。

## 様式第６（第１０条関係）

様式第6(第10条関係)

| | |
|---|---|
| 受理年月日 | |
| 取消年月日 | |

特定旅客輸送事業者指定取消申出書

地方運輸局長　殿

年　月　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第12条第1項の規定に基づき、特定旅客輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 指定に係る旅客輸送区分の概要 | 特定輸送事業者指定番号 | |
| | 事業者名 | |
| | 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |
| | 旅客輸送区分 | 1. 鉄道による旅客の輸送<br>2. 乗合自動車による旅客の輸送<br>3. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送<br>4. 船舶による旅客の輸送 |
| | 輸送能力（　年度末） | (両、台、総トン) |
| 指定の取消しを申し出る理由 | | |

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　印刷を付した欄には記述しないこと。

3　該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。

4　輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。

5　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第14条の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第７（第１１条関係）

**様式第７**（第１１条関係）

| | |
|---|---|
| 受理年月日 | |
| 処理年月日 | |

# 中 長 期 計 画 書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 130 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ．特定輸送事業者の名称等

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号 | |
| 事 業 者 名 | |
| 旅客輸送区分 | 1．鉄道による旅客の輸送<br>2．乗合自動車による旅客の輸送<br>3．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送<br>4．船舶による旅客の輸送 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（ |
| 中長期計画書の提出免除の希望 | 中長期計画書の提出範囲の範囲の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を<br>□　希望する |

Ⅱ．エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度

２．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

| 対　策 | 計　画　内　容 | 実施時期 | エネルギー使用合理化期待効果（原油換算 kl/年） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

３．前年度計画書との比較

| 対　策 | 削 除 さ れ た 計 画 | 理　由 |
|---|---|---|
| | | |
| 対　策 | 追 加 さ れ た 計 画 | 理　由 |
| | | |

４．その他計画に関する事項

| |
|---|
| |

Ⅲ．非化石エネルギーへの転換に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度　　□計画内容に変更なし

２．非化石エネルギーへの転換の目標

２－１．定量的な目標

（１）電気車における非化石電気の使用割合

| | 目標 |
|---|---|
| | 年度 |
| ・口使用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外部調達電気<br>にかかる非化石エネルギーの割合 | % |

備考　非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

（２）非化石エネルギー自動車の使用割合（バス、タクシー）

| 区分 | | 目標 |
|---|---|---|
| | | 年度 |
| 電気自動車 | ① | 台 |
| 水素自動車（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 |
| 専ら バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤＝①＋②＋③＋④ | 台 |
| 旅客輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車割合 | ⑦＝⑤／⑥×100 | % |
| （参考）ハイブリッド自動車 | ⑧ | 台 |
| （参考）電動車割合 | ⑨＝（①＋②＋③＋⑧）／⑥×100 | % |

（３）バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

| 燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | 目標年度におけるバイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み | 目標年度における台数の見込み |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

（４）その他定量的な目標

| 年度 | 内容 | 目標数値 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

２－２．定性的な目標

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

３．目標を達成するために取り組む措置（計画内容）

| 内容 | 実施時期 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

4．前年度計画書との比較

| 削除された目標・取組措置 | 理　　由 |
|---|---|
| | |
| 追加された目標・取組措置 | 理　　由 |
| | |

5．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

| |
|---|
| |

備考　1　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とすること。
　　2　該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
　　3　計画書冒頭の申印を付した欄には記入しないこと。
　　4　表の２の「計画内容」の欄については，対策の種類別に記入すること。
　　5　表の２の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には，基準年度を前年年度とし，計画元了年度における年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「ｋｌ」により記入すること。
　　6　表の３及び第の４には，表の２並びに表の２及び３について，それぞれ前年度と比較して記入すること。なお，該当する項目が複数になる場合には，新たに欄を設けて記入すること。
　　7　表の４には，表の２の欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト，全体計画等）がある場合には，必要に応じ，その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また，この欄のみでは記入が困難な場合には，関係資料を添付すること。
　　8　表のエ－１（２）の「非化石エネルギー自動車」とは，電気自動車，水素自動車（燃料電池自動車を含む。），プラグインハイブリッド自動車及び等ハイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「目標」の欄には，それぞれ値を記入すること。
　　9　表のエ－１は，１の「貨物輸送区分」が１の場合は（１）及び（４）を記載し，２又は３の場合は（２）から（４）までを記載すること。

様式第８（第１２条関係）

**様式第８**（第１２条関係）

| |
|---|
| 定期報告年月日 |
| 期限提出年月日 |

# 定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第131条第１項の規定に基づき，次のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号 | | |
| 特定荷主者番号 | | |
| 事　業　者　名 | | |
| 貨客輸送区分 | １．鉄道による旅客の輸送<br>２．乗合自動車による旅客の輸送<br>３．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送<br>４．船舶による旅客の輸送 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） | |

第１表　エネルギーの使用量
Ⅰ－１．エネルギー使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量等

| エネルギーの種類 | | 単位 | 実績量 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | エネルギー使用量 | 内訳 | | |
| | | | | 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | エネルギー使用量GJ | 連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量GJ |
| 化石燃料 | 揮発油 | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | ジェット燃料油 | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | 軽油 | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | 人造油 | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | Ｂ・Ｃ重油 | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | 液化石油ガス（ＬＰＧ） | ｔ | | | | |
| | 連携分 | ｔ | | | | |
| | 液化天然ガス（ＬＮＧ） | ｔ | | | | |
| | 連携分 | ｔ | | | | |
| | 石炭（　　） | ｔ | | | | |
| | 連携分 | ｔ | | | | |
| | 都市ガス（ＣＮＧを含む。） | 千ｍ３ | | | | |
| | 連携分 | 千ｍ３ | | | | |
| | その他（　　） | | | | | |
| | 連携分 | | | | | |
| 石炭燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 石炭燃料小計（ＧＪ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | バイオディーゼル | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | ＳＡＦ | ｋｌ | | | | |
| | 連携分 | ｋｌ | | | | |
| | 水素 | ｔ | | | | |
| | 連携分 | ｔ | | | | |
| | アンモニア | ｔ | | | | |
| | 連携分 | ｔ | | | | |
| | その他（　　） | ｔ | ｔ | | | |
| | 連携分 | ｔ | ｔ | | | |
| 非化石燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料小計（ＧＪ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 買電 | 化石燃料 | 電気事業者からの買電 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | 非化石燃料 | 電気事業者からの買電 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | 自家発電 | 燃料消費量 | 太陽光 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 風力 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 地熱 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 水力 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | | その他（　　） | ＴＷｈ | | | | |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | |
| | | 燃料消費量 | 石炭系 | ＴＷｈ | | | | ㎏ |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | ㎏ |
| | | | 石油系燃料 | ＴＷｈ | | | | ㎘ |
| | | | 連携分 | ＴＷｈ | | | | ㎘ |
| | | その他（　　） | | ＴＷｈ | | | | |
| | | 連携分 | | ＴＷｈ | | | | |
| 電気小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 電気小計（ＧＪ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 合　計（Ｇ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 原油換算ｋｌ | | | | | | | ①ｋｌ | ①ｋｌ |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 温室効果ガス換算ｋｌ | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 対前年度比（％） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |

備考　１　「買電」については，一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し，及び運用する電線網を介して供給された電気をいう。
　　２　熱量の算出に当たっては，エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。
　　３　（９）に記入する熱量換算値は，電気の量１ギガジュール時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また，この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

1－2．電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

| 時間帯 | | 単位 | 年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 使用量 | | 連携分を除いたエネルギー使用量 | | 連携エネルギー分のエネルギー使用量 | |
| | | | 数値 | 原油換算kl | 数値 | 原油換算kl | 数値 | 原油換算kl |
| 日中 | 4月 | 千kWh | | | | | | |
| | 5月 | 千kWh | | | | | | |
| | 6月 | 千kWh | | | | | | |
| | 7月 | 千kWh | | | | | | |
| | 8月 | 千kWh | | | | | | |
| | 9月 | 千kWh | | | | | | |
| | 10月 | 千kWh | | | | | | |
| | 11月 | 千kWh | | | | | | |
| | 12月 | 千kWh | | | | | | |
| | 1月 | 千kWh | | | | | | |
| | 2月 | 千kWh | | | | | | |
| | 3月 | 千kWh | | | | | | |
| 夜間 | 日の開始時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| | 需給が厳しい時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| | その他の時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際には、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、昼力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

1－3．電気の国内経済社会エネルギー指当量等に係る情報

| クレジット特定者名等 | 無効化又は移転日 | 無効化量又は移転量 |
|---|---|---|
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |

1－4．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

| メニュー名 | 使用量 | | 非化石メニューにおける非化石割合又は非化石証書使用状況 |
|---|---|---|---|
| 1. | kWh | kl | % |
| 2. | kWh | kl | % |
| 3. | kWh | kl | % |

2．貨客輸送連携者エネルギー措置の実績

（1）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた貨客運行距離又は貨客運航距離の合計と省エネ効果

（2）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた貨客運行距離又は貨客運航距離の算出方法

（3）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた貨客運行距離又は貨客運航距離

| エネルギーの種類 | 単位 | 連携者エネルギー措置に係る連携のエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえた貨客運行距離又は貨客運航距離 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数値 | 熱量GJ | 数値 | 熱量GJ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第2表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

| 器具の名称 | 器具の概要 | 使用状況 | 導入、改造又は廃棄の状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第3表　個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計及びエネルギーの使用量

1．個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

| | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|
| 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 | ㋐-1 | |
| 個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー措置を踏まえたもの） | ㋐-2 | |

2．エネルギーの使用量

| | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|
| エネルギーの使用量（原油換算kl） | ㋑-1 | |
| 連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） | ㋑-2 | |

第4表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

1．エネルギー消費原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（㋑-1）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋐-1） | | |
| 連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（㋑-2）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2） | | |

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑-2）」は、㋑-1又は㋑-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2．電気需要最適化評価原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（㋑-1）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（㋐-1） | | |
| 連携者エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl）（㋑-2）／個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー措置を踏まえたもの）（㋐-2） | | |

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（㋑-1）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（㋑-2）」は、㋑-1又は㋑-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶-1 | ❶-1 | ❶-1 | ❶-1 | |
| 過度をエネルギー消費を超えたエネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶-2 | ❶-2 | ❶-2 | ❶-2 | |

２．電気需要最適化評価原単位

| 電気使用量の集計区分 | | | □　月別　　□　時間別 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
| 電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❷-1 | ❷-1 | ❷-1 | ❷-1 | |
| 過度をエネルギー消費を超えた電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❷-2 | ❷-2 | ❷-2 | ❷-2 | |

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．電気車における非化石電気の使用状況

| 非化石電気の使用状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・口使用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外部調達電気<br>に占める非化石電気の割合 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | % | % | % | % | % |

３－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

| 区分 | | 実績 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 電気自動車 | ① | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 水素自動車（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 等らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤=①+②+③+④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 旅客輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車割合 | ⑦=⑤／⑥×100 | % | % | % | % | % |

３－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

| 燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | バイオ燃料又は合成燃料の使用量 | 台数 |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

３－４．その他非化石エネルギーの使用状況

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

備考　１　３－１の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　３－２の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び等らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　３－１は「旅客輸送区分」が１の場合に、３－２及び３－３は「旅客輸送区分」が２又は３の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

| （イ）の理由 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| （ロ）の理由 |
| |
| |
| |
| |

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

| （ハ）の理由 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| （ニ）の理由 |
| |
| |
| |
| |

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

| 対象項目 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 取組方針の作成とその改善等の把握 | 取組方針の策定<br>□　策定している<br>□　策定していない | 省エネ推進体制・責任者の設置<br>□　全ての部門で実施している<br>□　大半の部門で実施している<br>□　一部の部門だけ実施している<br>□　実施していない | 責任者による取組状況の把握（報告・面談等）<br>□　全ての部門で実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | 責任者による定期的な改善指導等<br>□　実施している<br>□　実施していない |
| | 省エネ目標の設定・改善<br>（最適な目標値の提案）<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部で実施している<br>□　実施していない | | | |
| 省エネ輸送用機械器具の使用 | 省エネ輸送用機械器具の導入<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | 省エネに関する設備の導入<br>□　該当なし<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | | |
| 省エネ運転・操縦 | 省エネ運転・操縦<br>□　該当なし<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | 高速化・上下運転<br>輸送ルート上の運転<br>□　該当なし<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | 荷役時間の向上策<br>□　該当なし<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | |
| 旅客を乗せない空行・超行運転の縮減 | 回送走行・超行運転等の縮減<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | | | |
| その他 | 荷主（貨物輸送）との連携（共同輸送）<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | 荷主との輸送方法の調整の改善<br>□　該当なし<br>□　全てで実施している<br>□　大半で実施している<br>□　一部だけ実施している<br>□　実施していない | | |

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
| --- |
| |
| |
| |
| |

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
| --- |
| |
| |
| |
| |

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
| --- |
| |
| |
| |
| |

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

| | 年度 |
| --- | --- |
| エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量kt-CO2 | |

２．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
| --- |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報がこれらのことにより、当該特定排出者の種別、職等上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認めるとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　２．無

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　２．無

［備　考］

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　報告書管理の申印を付した欄は記入しないこと。

３　報告書管理の申定時仕舞番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

４　報告書管理の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

５　第１表の１－１及び２（３）の使用量の欄には、エネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

６　第１表の１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

７　第１表の１－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

８　第１表の１－１及び２（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

９　第１表の１－１及び１－２、第３表の１及びｚ、第４表の１及び２並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及びｚ並びに第４表の１及び２については、前年度値は項目として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$対前年度比（\%）= \frac{当該年度値}{前年度値} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係るエネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１の「エネルギー消費原単位」とは、個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運転距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（３－３及び３－４を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及びｚの「５年度関平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の初年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度関平均原単位変化（%）＝（Ⓐ×Ⓑ×Ⓒ×Ⓓ）$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度関平均原単位変化（%）＝（Ⓐ′×Ⓑ′×Ⓒ′×Ⓓ′）$^{1/4}$（%）

15　第６表の１は、「（ⅱ）の燃料」が「（イ）の燃料」と同種になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表ｚは、「（ⅰ）の燃料」が「（ハ）の燃料」と同種になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付けること。

17　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（２）電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第９（第１５条関係）

様式第9(第15条関係)

認定管理統括貨物輸送事業者に係る認定申請書

殿

年　月　日

(代表申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第134条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

1. 認定管理統括貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の概要

(1)認定管理統括貨物輸送事業者となる者

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 |
| 主たる事業 | |
| 細分類番号 | |
| 資本金 | |
| 従業員数 | |
| 連絡先 | 電話(　　－　　－　　)<br>FAX(　　－　　－　　)<br>メールアドレス |

(2)管理関係貨物輸送事業者となる者

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 主たる事業 | |
| 細分類番号 | |
| 資本金 | |
| 従業員数 | |
| 連絡先 | 電話(　　－　　－　　)<br>FAX(　　－　　－　　)<br>メールアドレス |

2. 認定管理統括貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の関係

| |
|---|
| |

3. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理

| |
|---|
| |

4. 認定管理統括貨物輸送事業者となる者及び管理関係貨物輸送事業者となる者の輸送能力の合計

| 事業者名 | 輸送区分 | 年度末 | 輸送能力 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 円、㎥、総トン | 車両数に換算した数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 輸送能力の合計 | | | | |

【備考】

1. 輸送区分の欄には　1. 鉄道による貨物の輸送　2. 事業用貨物自動車による貨物の輸送　3. 自家用貨物自動車による貨物の輸送　4. 船舶による貨物の輸送　5. 鉄道による旅客の輸送　6. 乗合自動車による旅客の輸送　7. 乗用自動車(乗合自動車を除く。)による旅客の輸送　8. 船舶による旅客の輸送　のいずれかの番号を記載すること。

2. 全ての輸送区分について記載すること。

5. その他

| |
|---|
| |

【備考】

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【別添1】

○認定管理統括貨物輸送事業者となる者と管理関係貨物輸送事業者となる者の関係を証明する書類

【別添2】

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換のための措置の一体的管理が行われていることを証明する書類

様式第１０（第１５条第３項関係）

様式第10(第15条第3項関係)

認定管理統括貨物輸送事業者に係る不認定通知書

殿

年　月　日

国土交通大臣　名

年　月　日付けの認定申請については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

【備考】

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【記載要領】

法第134条第1項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第１１（第１８条関係）

様式第11(第18条関係)

認定管理規模貨客輸送事業者に係る
認定取消し通知書

殿

年　月　日

国土交通大臣

年　月　日付けで認定をした認定管理規模貨客輸送事業者については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

【備考】
この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
【記載要領】
法第134条第2項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第１２（第１９条関係）

**様式第１２**（第１９条関係）

| | |
|---|---|
| 指定標準日 | |
| 受理標準日 | |

# 中 長 期 計 画 書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第135条の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　認定管理規模貨客輸送事業者の名称等

| | |
|---|---|
| 認定管理規模貨客輸送事業者<br>指定番号 | |
| 事 業 者 名 | |
| 主たる<br>貨客輸送区分 | 1．鉄道による貨物の輸送<br>2．事業用貨物自動車による貨物の輸送<br>3．自家用貨物自動車による貨物の輸送<br>4．船舶による貨物の輸送<br>5．鉄道による旅客の輸送<br>6．乗合自動車による旅客の輸送<br>7．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送<br>8．船舶による旅客の輸送 |
| 主たる事務所<br>の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>email（　　）<br>（　　） |
| 中長期計画書の<br>提出免除の希望 | 中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、<br>当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の<br>中長期計画書の提出免除を<br>□　希望する |

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度

２．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

| 対　策 | 計　画　内　容 | 実施時期 | エネルギー使用<br>合理化期待効果<br>（原油換算kl/年） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

３．前年度計画書との比較

| 対　策 | 削 除 さ れ た 計 画 | 理　由 |
|---|---|---|
| | | |
| 対　策 | 追 加 さ れ た 計 画 | 理　由 |
| | | |

４．その他計画に関する事項

| |
|---|
| |

Ⅲ　非化石エネルギーへの転換に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度　　□計画内容に変更なし

２．非化石エネルギーへの転換の目標

２－１．定量的な目標

（１）貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用割合

| | 目標 |
|---|---|
| | 年度 |
| ・□使用電気全体（自家発電を含む。）<br>・□外部調達電気<br>に占める非化石エネルギーの割合 | % |

備考　非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付けること。

（２）非化石エネルギー自動車の使用割合（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

| 区分 | | 目標 |
|---|---|---|
| | | 年度 |
| 電気自動車 | ① | 台 |
| 水素自動車<br>（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 |
| 専らバイオ燃料・合成燃料を<br>使用する自動車 | ④ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤=①+②+③+④ | 台 |
| 貨物輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 |
| 非化石エネルギー自動車割合 | ⑦=⑤／⑥×100 | % |
| （参考）ハイブリッド自動車 | ⑧ | 台 |
| （参考）電動車割合 | ⑨=（③+②+⑧）／⑥<br>×100 | % |

（３）バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

| 燃料の種類<br>（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | 目標年度におけるバイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み | 目標年度における台数の見込み |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

（４）旅客輸送に係る電気車における非化石エネルギーの使用割合

| | 目標 |
|---|---|
| | 年度 |
| ・口使用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外部調達電気<br>上からの非化石エネルギーの割合 | % |

備考　非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付けること。

（５）非化石エネルギー自動車の使用割合（バス、タクシー）

| 区分 | | 目標 |
|---|---|---|
| | | 年度 |
| 電気自動車 | ① | ㎏ |
| 水素自動車<br>（燃料電池自動車を含む。） | ② | ㎏ |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | ㎏ |
| 専ら バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | ㎏ |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤＝①＋②＋③＋④ | ㎏ |
| 旅客輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | ㎏ |
| 非化石エネルギー自動車割合 | ⑦＝⑤／⑥×100 | % |
| （参考）ハイブリッド自動車 | ⑧ | ㎏ |
| （参考）電動車割合 | ⑨＝（①＋②＋③＋⑧）／⑥×100 | % |

（６）バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

| 燃料の種類<br>（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | 目標年度における<br>バイオ燃料又は合成燃料の使用量の見込み | 目標年度における分散の見込み |
|---|---|---|---|
| | % | kl | ㎏ |
| | % | kl | ㎏ |

（７）その他定量的な目標

| 年度 | 内容 | 目標数値 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

２－２．定性的な目標

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

３．目標を達成するために取り組む措置（計画内容）

| 内容 | 実施時期 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．前年度計画との比較

| 削除された目標・取組措置 | 理　　由 |
|---|---|
| | |
| 追加された目標・取組措置 | 理　　由 |
| | |

５．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

| |
|---|
| |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　該当事項はその直前に付してある番号を○で囲むこと。
　　３　計画書冒頭の欄印を付した欄には記入しないこと。
　　４　１のロの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
　　５　１のロの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画元了年度における年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「ｋｌ」により記入すること。
　　６　１の３及び１の４には、１のロ２及び３に掲のＲ及びＳについて、それぞれ前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
　　７　１の４には、１のロの欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。
　　８　１のロ１（２）及び（５）の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び専らバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「目標」の欄には、それぞれ値を記入すること。
　　９　１のロ１は、１の「貨客輸送区分」が１の場合は（１）及び（７）を、２又は３の場合は（２）、（３）及び（７）を、５の場合は（４）及び（７）を、６又は７の場合は（５）から（７）までを記載すること。

様式第１３（第２０条関係）

**様式第１３**（第２０条関係）

| 受受理年月日 | |
|---|---|
| 日付処理年月日 | |

# 定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第 136 条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | |
|---|---|
| 認定管理統括貨客輸送事業者指定番号 | |
| 特定荷主者番号 | |
| 事　業　者　名 | |
| 主たる貨客輸送区分 | 1．鉄道による貨物の輸送<br>2．事業用貨物自動車による貨物の輸送<br>3．自家用貨物自動車による貨物の輸送<br>4．船舶による貨物の輸送<br>5．鉄道による旅客の輸送<br>6．乗合自動車による旅客の輸送<br>7．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送<br>8．船舶による旅客の輸送 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |

第１表　エネルギーの使用量

１－１．貨物輸送によるエネルギーの使用量

| エネルギーの種類 | | 単位 | 使用量 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | | | |
| | | | エネルギー使用量 | 連携エネルギー標量の用またたエネルギー使用量 | エネルギー使用量熱量GJ | 連携エネルギー標量の用またたエネルギー使用量熱量GJ |
| 化石燃料 | 揮発油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | ジェット燃料油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 軽油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | A重油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | B・C重油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 液化石油ガス（LPG） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 液化天然ガス（LNG） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 石炭（　　） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 都市ガス（LNGを含む） | 千m3 | | | | |
| | 連携分 | 千m3 | | | | |
| | その他（　　） | | | | | |
| | 連携分 | | | | | |
| 化石燃料小計（原油換算kｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 化石燃料小計（GJ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | バイオディーゼル | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | SAF | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 水素 | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | アンモニア | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | その他（　　） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| 非化石燃料小計（原油換算kｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料小計（GJ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 非常用電源 | 燃料消費量 | 化石燃料 | 電気事業者からの買電 | 千kWh | | | |
| | | | | その他（上記以外の買電） | 千kWh | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | 非化石燃料 | 電気事業者からの買電 | 千kWh | | | |
| | | | | その他（上記以外の買電） | 千kWh | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | 石油系 | 千kWh | | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | 電力 | 千kWh | | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | 自然 | 千kWh | | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | 太陽 | 千kWh | | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | その他（　　） | 千kWh | | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | 燃料消費量 | 燃料 | 化石由来 | 千kWh | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | | 非化石由来 | 千kWh | | | |
| | | | | 連携分 | 千kWh | | | |
| | | | その他（　　） | 千kWh | | | | |
| | | | 連携分 | 千kWh | | | | |
| 電気小計（原油換算kｌ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 電気小計（GJ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 合　計（GJ） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 原油換算kｌ | | | | | | | ①＋② | ①＋② |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 原単位算出用換算kｌ | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |
| 対前年度比（%） | | | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | | | |

備考　１　「貨電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が調達し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（※）に記入する熱量換算値は、電気の量１ギガジュール時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

１－２．貨物輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

| 時間帯 | | 単位 | 年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 使用量 | | 連携分を除いたエネルギー使用量 | | 連携分エネルギー分のエネルギー使用量 | |
| | | | 数値 | 原油換算kｌ | 数値 | 原油換算kｌ | 数値 | 原油換算kｌ |
| 昼間 | ４月 | 千kWh | | | | | | |
| | ５月 | 千kWh | | | | | | |
| | ６月 | 千kWh | | | | | | |
| | ７月 | 千kWh | | | | | | |
| | ８月 | 千kWh | | | | | | |
| | ９月 | 千kWh | | | | | | |
| | 10月 | 千kWh | | | | | | |
| | 11月 | 千kWh | | | | | | |
| | 12月 | 千kWh | | | | | | |
| | １月 | 千kWh | | | | | | |
| | ２月 | 千kWh | | | | | | |
| | ３月 | 千kWh | | | | | | |
| 夜間 | 出力制御時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| | 需給が厳しい時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| | その他の時間帯 | 千kWh | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算kｌ欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３．貨物輸送における電気の国内認証非化石エネルギー報告量等に係る情報

| クレジット特定番号等 | 無効化 R 又は移転 D | 無効化量又は移転量 |
|---|---|---|
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |

１－４．貨物輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

| メニュー名 | 使　用　量 | | 非化石メニューにおける非化石割合又は非化石総量使用比率 |
|---|---|---|---|
| 1． | kWh | kｌ | % |
| 2． | kWh | kｌ | % |
| 3． | kWh | kｌ | % |

２－１．旅客輸送によるエネルギーの使用量

| エネルギーの種類 | | 単位 | 使用量 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 年度 | | | |
| | | | エネルギー使用量 | 連携分を除いたエネルギー標量の用またたエネルギー使用量 | エネルギー使用量熱量GJ | 連携分エネルギー標量の用またたエネルギー使用量熱量GJ |
| 化石燃料 | 揮発油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | ジェット燃料油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 軽油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | A重油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | B・C重油 | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 液化石油ガス（LPG） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 液化天然ガス（LNG） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 石炭（　　） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | 都市ガス（LNGを含む） | 千m3 | | | | |
| | 連携分 | 千m3 | | | | |
| | その他（　　） | | | | | |
| | 連携分 | | | | | |
| 化石燃料小計（原油換算kｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 化石燃料小計（GJ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | バイオディーゼル | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | SAF | kｌ | | | | |
| | 連携分 | kｌ | | | | |
| | 水素 | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | アンモニア | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| | その他（　　） | t | | | | |
| | 連携分 | t | | | | |
| 非化石燃料小計（原油換算kｌ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |
| 非化石燃料小計（GJ） | | | | | | |
| 連携分 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 買電 | 化石燃料 | 電気事業者からの買電 | ｋＷｈ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ｋＷｈ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | 非化石燃料 | 電気事業者からの買電 | ｋＷｈ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ｋＷｈ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | 自家発電 | 自燃料燃料 | 太陽光 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 風力 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 地熱 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 水力 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | その他（　　） | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | | |
| | | 燃料燃料 | 石油系 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| | | | 非石炭系 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| | | その他（　　） | | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| | | | 通信分 | ＴＪ＆Ｇｊ | | | ㎥ | ㎏ |
| 電気小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | | |
| 通信分 | | | | | | | | |
| 電気小計（ＴＪ） | | | | | | | | |
| 通信分 | | | | | | | | |
| ①（ＴＪ） | | | | | | | | |
| 通信分 | | | | | | | | |
| 原油換算ｋｌ | | | | | | | ①-ｋ | |
| 通信分 | | | | | | | | |
| 総平常原油換算ｋｌ | | | | | | | | |
| 通信分 | | | | | | | | |
| 対前年度比（%） | | | | | | | | |
| 通信分 | | | | | | | | |

備考　１　「管理」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が識別し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

３　（⑩）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 *9.64 ギガジュール* として換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２－２．旅客輸送による電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

| 時間帯 | | 単位 | 今年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 総用量 | | 通携ｴﾈ等による ｴﾈﾙｷｰ使用量 | | 通携者ｴﾈﾙｷｰによる ｴﾈﾙｷｰ使用量 | |
| | | | 数値 | 原油換算 kl | 数値 | 原油換算 kl | 数値 | 原油換算 kl |
| 日常 | ４月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ５月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ６月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ７月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ８月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ９月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | １０月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | １１月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | １２月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | １月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ２月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | ３月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| 特定時間帯 | 出力抑制時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 需給が厳しい時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | その他の時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

２－３．旅客輸送における電気の認証非化石エネルギー報告量等に係る情報

| クレジット特定番号等 | 無効化分又は移転分 | 無効化量又は移転量 |
|---|---|---|
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |

２－４．旅客輸送における電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石エネルギー割合に係る情報

| メニュー名 | 使 用 量 | | 非化石エネルギー割合又は非化石価値使用状況 |
|---|---|---|---|
| １． | kWh | kl | % |
| ２． | kWh | kl | % |
| ３． | kWh | kl | % |

３．貨客輸送連携者エネルギー効率の実績

（１）貨客輸送連携者エネルギー効率に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該効率を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携者エネルギー効率に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該効率を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

（３）貨客輸送連携者エネルギー効率に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該効率を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離

| エネルギー種類 | 単位 | 連携者エネルギー効率に係る減値のエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー効率を踏まえたエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー効率を踏まえた輸送量、営業運行距離又は営業運航距離 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数値 | 熱量[ＴＪ＆Ｇｊ] | 数値 | 熱量[ＴＪ＆Ｇｊ] | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

| 器 具 の 名 称 | 器 具 の 概 要 | 使 用 状 況 | 導入、改造又は廃 棄 の 状 況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第３表　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び鉄道その他の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計並びにエネルギーの使用量

１．貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量 | ⑦-１ | | |
| 貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携者エネルギー効率を踏まえたもの） | ⑦-２ | | |

２．鉄その他の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 鉄その他の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 | ⑧-１ | | |
| 鉄その他の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー効率を踏まえたもの） | ⑧-２ | | |

３．貨物輸送によるエネルギーの使用量

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） | ⑨-１ | | |
| 連携者エネルギー効率を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） | ⑨-２ | | |

４．旅客輸送によるエネルギーの使用量

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） | ⑩-１ | | |
| 連携者エネルギー効率を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） | ⑩-２ | | |

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓐ-1）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（Ⓑ-1） | | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓐ-2）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携者エネルギー管理を踏まえたもの）（Ⓑ-2） | | |

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2）」は、Ⓐ-1又はⒶ-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓒ-1）／旅キの輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（Ⓓ-1） | | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | 非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓒ-2）／旅キの輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー管理を踏まえたもの）（Ⓓ-2） | | |

備考　「非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓒ-1）」及び「非化石燃料の補正及び連携エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓒ-2）」は、Ⓐ-1又はⒶ-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じたエネルギー使用量を記入すること。

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓐ'-1）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（Ⓑ'-1） | | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓐ'-2）／貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量（連携者エネルギー管理を踏まえたもの）（Ⓑ'-2） | | |

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-1）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2）」は、Ⓐ-1又はⒶ-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓒ'-1）／旅キの輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（Ⓓ-1） | | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（Ⓒ'-2）／旅キの輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計（連携者エネルギー管理を踏まえたもの）（Ⓓ'-2） | | |

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓒ'-1）」及び「電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓒ'-2）」は、Ⓐ-1又はⒶ-2の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数をそれぞれ乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．貨物輸送によるエネルギー消費原単位

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶-1 | ❶-1 | ❶-1 | ❶-1 | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶-2 | ❶-2 | ❶-2 | ❶-2 | |

２．旅客輸送によるエネルギー消費原単位

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❷-1 | ❷-1 | ❷-1 | ❷-1 | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえたエネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❷-2 | ❷-2 | ❷-2 | ❷-2 | |

３．貨物輸送による電気需要最適化評価原単位

| 電気使用量の集計区分 | | □　月別　□　時間別 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
| 電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❸'-1 | ❸'-1 | ❸'-1 | ❸'-1 | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❸'-2 | ❸'-2 | ❸'-2 | ❸'-2 | |

４．旅客輸送による電気需要最適化評価原単位

| 電気使用量の集計区分 | | □　月別　□　時間別 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
| 電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❹'-1 | ❹'-1 | ❹'-1 | ❹'-1 | |
| 連携者エネルギー管理を踏まえた電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❹'-2 | ❹'-2 | ❹'-2 | ❹'-2 | |

５．非化石エネルギーの使用状況

５－１．貨物輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

| | 非化石電気の使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・口使用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外部調達電気<br>に占める非化石電気の割合 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | % | % | % | % | % |

５－２．非化石エネルギー自動車の使用状況（車両総重量８トン以下の貨物自動車）

| 区分 | | 実績 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 電気自動車 | ① | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 水素自動車（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 等ハイオク燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤＝①+②+③+④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 貨物輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の割合 | ⑦＝⑤／⑥×100 | % | % | % | % | % |

５－３．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（車両総重量８トン以下の貨物自動車）に係る参考情報

| 燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | バイオ燃料又は合成燃料の使用量 | 台数 |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

５－４．旅客輸送に係る電気車における非化石電気の使用状況

| 非化石電気の使用状況 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・工場用電気全体（自家発電を含む。）<br>・口外系調達電気<br>に占める非化石電気の割合 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| | % | % | % | % | % |

５－５．非化石エネルギー自動車の使用状況（バス、タクシー）

| 区分 | | 実績 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 電気自動車 | ① | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 水素自動車（燃料電池自動車を含む。） | ② | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| プラグインハイブリッド自動車 | ③ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 等なバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車 | ④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の合計 | ⑤＝①＋②＋③＋④ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 旅客輸送に使用する自動車の合計 | ⑥ | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 非化石エネルギー自動車の割合 | ⑦＝⑤／⑥×100 | % | % | % | % | % |

５－６．バイオ燃料・合成燃料を使用する自動車（バス、タクシー）に係る参考情報

| 燃料の種類（バイオ燃料又は合成燃料） | 混合割合 | バイオ燃料又は合成燃料の使用量 | 台数 |
|---|---|---|---|
| | % | kl | 台 |
| | % | kl | 台 |

５－７．その他非化石エネルギーの使用状況

備考　１　５－１及び５－４の非化石電気の割合（使用電気全体（自家発電を含む。）又は外部調達電気）は、記載する項目に■印を付すこと。

２　５－２及び５－５の「非化石エネルギー自動車」とは、電気自動車、水素自動車（燃料電池自動車を含む。）、プラグインハイブリッド自動車及び等なバイオ燃料・合成燃料を使用する自動車をいう。「実績」の欄には、それぞれ値を記入すること。

３　５－１は「貨客輸送区分」が１の場合に、５－２及び５－３は「貨客輸送区分」が２又は３の場合に、５－４は「貨客輸送区分」が５の場合に、５－５及び５－６は「貨客輸送区分」が６又は７の場合に記載すること。

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間の貨物輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

| （イ）の理由 |
|---|
| |
| （ロ）の理由 |
| |

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の旅客輸送によるエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

| （ハ）の理由 |
|---|
| |
| （ニ）の理由 |
| |

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．過去５年度間の貨物輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ホ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ヘ）にその理由

| （ホ）の理由 |
|---|
| |
| （ヘ）の理由 |
| |

備考　（ホ）及び（ヘ）共に該当する場合、双方記載すること。

４．過去５年度間の旅客輸送に係る電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ト）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（チ）にその理由

| （ト）の理由 |
|---|
| |
| （チ）の理由 |
| |

備考　（ト）及び（チ）共に該当する場合、双方記載すること。

５．貨物輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

| |
|---|
| |

６．旅客輸送に係る非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

| |
|---|
| |

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

１．貨物輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準の遵守状況

| 対象項目 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 物量当たりの原単位の改善等の把握 | 荷姿当たりの設定<br>□ 実施している<br>□ 実施していない | 貨物車・輸送機器・運搬具の設置<br>□ 全ての部門で実施している<br>□ 大半の部門で実施している<br>□ 一部の部門だけ実施している<br>□ 実施していない | 貨物車による物量の把握（計測の実施、推定等）<br>□ 全てを実施している<br>□ 大半を実施している<br>□ 一部を実施している<br>□ 実施していない | 貨物当たり燃料の使用量の把握<br>□ 実施している<br>□ 実施していない |
| | 貨物当たり燃料の設定・改善<br>□ 全てを実施している<br>□ 大半を実施している<br>□ 一部を実施している<br>□ 実施していない | 貨物当たり燃料の推定<br>□ 全てを実施している<br>□ 大半を実施している<br>□ 一部を実施している<br>□ 実施していない | | |
| 貨物車輸送用機械器具の使用 | 貨物車輸送用荷姿容器（一貫パレット）<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 貨物当たり燃料消費量の推定<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | | |
| 貨物車運転・操縦 | 貨物車運転・操縦<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 物流拠点の運営・管理<br>□ 実施なし<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 荷積載効率の向上<br>□ 実施なし<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | |
| 輸送能力の高い輸送用機械器具の使用 | 輸送用機械器具の利用<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | | | |
| 輸送能力の効率的な活用 | 荷姿デザインと荷姿容器<br>□ 実施なし<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 貨物量に応じた輸送能力の確保<br>□ 実施なし<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 荷姿デザイン・運搬具の積載率の調査<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | |
| その他 | 貨物車の開放者の荷姿機能化<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 効率的な輸送ネットワークの設定<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | 物流拠点の機能<br>□ 実施なし<br>□ 全てで実施している<br>□ 大半で実施している<br>□ 一部だけ実施している<br>□ 実施していない | |

2．旅客輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準の遵守状況

| 対象項目 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 熱損失防止等による効率的な使用 | 熱損失防止策定<br>☐ 策定している<br>☐ 策定していない | 第二エネ管理員等・責任者の設置<br>☐ 全ての部門で実施している<br>☐ 大半の部門で実施している<br>☐ 一部の部門だけ実施している<br>☐ 実施していない | 電気等による熱源の使用（伝熱の要否、種別等）<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | 第二エネ管理員等研修等の実施<br>☐ 実施している<br>☐ 実施していない |
| | 第二エネ技術の開発・採用等<br>最新の技術の導入<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| 第二エネ輸送用機械器具の使用 | 第二エネ車両等の導入<br>燃料電池の導入<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 新技術・新工法の採用<br>燃料の選定<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | |
| 第二エネ運転・操縦 | 第二エネ運転・操縦<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 高効率な輸送モードの選択<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 冷暖房効率の向上等<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | |
| 荷役を要さない貨物・乗降機の機械 | 荷役貨物・乗降機器の機械<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| その他 | 高効率空調設備・ヒートポンプ<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 効率的な輸送方法の開発・改良<br>☐ 該当なし<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | |

第８表　その他実施した措置

1．エネルギーの使用の合理化に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

2．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

3．非化石エネルギーへの転換に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

1．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

| | 年度 |
|---|---|
| エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO2) | |

2．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

貨物輸送事業者認定総括表　認定管理総括貨物輸送事業者及び管理関係貨物輸送事業者において、輸送能力の合計が令第１５条第２項に定める数値以上の貨物輸送事業者の一覧

1．認定管理総括貨物輸送事業者

| 認定管理総括貨物輸送事業者指定番号 | 認定管理総括貨物輸送事業者の名称 |
|---|---|
| | |

2．管理関係貨物輸送事業者

| 管理関係貨物輸送事業者指定番号 | 管理関係貨物輸送事業者の名称 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

貨物輸送事業者認定第１表　認定管理統括貨物輸送事業者及び管理関係貨物輸送事業者の名称等

| | | |
|---|---|---|
| 認定管理統括貨物輸送事業者指定番号又は管理関係貨物輸送事業者指定番号 | | |
| 特定排出者番号 | | |
| 事　業　者　名 | | |
| 主たる貨物輸送区分 | | １．鉄道による貨物の輸送<br>２．事業用貨物自動車による貨物の輸送<br>３．自家用貨物自動車による貨物の輸送<br>４．船舶による貨物の輸送<br>５．鉄道による旅客の輸送<br>６．乗合自動車による旅客の輸送<br>７．乗用自動車（乗合自動車を除く）による旅客の輸送<br>８．船舶による旅客の輸送 |
| 代表者の役職名 | | |
| 代表者の氏名 | | |
| 主たる事務所の所在地 | | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |

貨物輸送事業者認定第２表　エネルギーの使用量

| エネルギーの種類 | | | 単位 | 使用量 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 年度 | 熱量（GJ） |
| 化石燃料 | 揮発油 | | ｋｌ | | |
| | ジェット燃料油 | | ｋｌ | | |
| | 軽油 | | ｋｌ | | |
| | 重油 | | ｋｌ | | |
| | ＬＰＧ | | ｔ | | |
| | 都市ガス（ＬＮＧ） | | ｔ | | |
| | 都市ガス（ＬＰＧ） | | ｔ | | |
| | 石炭（　　） | | ｔ | | |
| | 都市ガス（ＵＮＧを含む） | | 千㎥ | | |
| | その他（　　） | | | | |
| 化石燃料小計（換算量ａ１） | | | | | |
| 化石燃料小計（Ｇｊ） | | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | | ｋｌ | | |
| | バイオディーゼル | | ｋｌ | | |
| | ＲＤＦ | | ｋｇ | | |
| | 木屑 | | ｔ | | |
| | プラスチック | | ｔ | | |
| | その他（　　） | | ｔ | | |
| 非化石燃料小計（換算量ｂ１） | | | | | |
| 非化石燃料小計（Ｇｊ） | | | | | |
| 電気 | 買電 | 非化石 | 電気事業者からの買電 | ＴｋＷｈ | |
| | | 非化石 | その他（上記以外の買電） | ＴｋＷｈ | |
| | | 化石 | 電気事業者からの買電 | ＴｋＷｈ | |
| | | 化石 | その他（上記以外の買電） | ＴｋＷｈ | |
| | 自家発電 | 自然エネ | 太陽光 | ＴｋＷｈ | |
| | | | 風力 | ＴｋＷｈ | |
| | | | 地熱 | ＴｋＷｈ | |
| | | | 水力 | ＴｋＷｈ | |
| | | | その他（　　） | ＴｋＷｈ | |
| | | 燃料 | 化石燃料 | ＴｋＷｈ | |
| | | 熱電 | 非化石熱 | ＴｋＷｈ | |
| | | | 化石熱 | ＴｋＷｈ | |
| | その他（　　） | | | ＴｋＷｈ | |
| 電気小計（換算量ｃ１） | | | | | |
| 電気小計（Ｇｊ） | | | | | |
| 合　計ｅ１ | | | | | |
| 原油換算ｅｌ | | | | | |
| 前年度原油換算ｅ０ | | | | | |
| 対前年度比（％） | | | | | |

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）の論理ｋＷｈ、及び電気そのものを指すＴｋＷｈを分けて示されたい。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則で定める換算係数を使用すること。

３　（ⅲ）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量9.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小数点以下切捨てとすること。

貨物輸送事業者認定第３表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

| | 年度 |
|---|---|
| エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量(t-CO₂) | |

２．地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第２７条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認めるとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　２．無

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第３２条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　２．無

［備　考］

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　報告書冒頭の時年を付した欄に記入しないこと。

３　報告書冒頭の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

４　報告書冒頭の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

５　第１表の１－１、２－１及び３（３）の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに当年度での値と熱量換算した値を記入すること。

６　第１表の１－１及び２－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

７　第１表の１－１及び２－１の「その他のエネルギー」の欄には、上欄にないエネルギーの種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

８　第１表の１－１、２－１及び３（３）のうちＯｊ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位を［ｔ（テラジュール）、ｐｊ（ペタジュール）］にかえて記入することができる。

９　第１表の１－１、１－２、２－１及び２－２、第３表の１、２、３及び４、第４表の１、２、３及び４並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の１－２及び２－２並びに第９表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１、２、３及び４並びに第４表の１、２、３及び４については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$対前年度比（\%）= \frac{当該年度値}{前年度値} \times 100\ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送用機械器具の年間のエネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係る総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

11　第４表の１及び２の「エネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量及び第９の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計の単位当たりのエネルギー消費量をいう。

12　第４表の３及び４の「電気原単位連続評価原単位」とは、電気の需要の高速化に伴う問題を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（５－３、５－６及び５－７を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１及び２の「エネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の３及び４の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１から第５表の４の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の最近５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）エネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（⑤×⑥×⑦×⑧）$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（⑤′×⑥′×⑦′×⑧′）$^{1/4}$（%）

15　第６表の１は、「（ⅲ）の燃料」が「（イ）の燃料」と同種になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。第６表の２は、「（ⅳ）の燃料」が「（ハ）の燃料」と同種になる場合には、「（ハ）と同じ」と記入してもよい。第６表の３は、「（ベ）の燃料」が「（ⅲ）の燃料」と同種になる場合には、「（ⅲ）と同じ」と記入してもよい。また、

第６表の４は、「（チ）の燃料」が「（ト）の燃料」と同様になる場合には、「（ト）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　第９表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

（1）報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（2）報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

19　貨客輸送事業者認定第１表から第３表は、貨客輸送事業者認定総括表に記載された事業者の数だけ作成すること。

20　貨客輸送事業者認定第１表の特定排出者番号の欄には、機場大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

21　貨客輸送事業者認定第１表の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

22　貨客輸送事業者認定第２表の使用量の欄には、報告対象となる全ての輸送区分について、エネルギーの種類ごとに報告単位での総と熱量換算した値を記入すること。

23　貨客輸送事業者認定第３表の１の欄（エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、次に掲げる量の合計量を記載すること。

（1）報告対象となる全ての輸送区分の燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（2）報告対象となる全ての輸送区分の電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

24　貨客輸送事業者認定第３表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第１４（第２２条第１項関係）

様式第14(第22条第1項関係)

貨客輸送連携者エネルギー計画認定申請書

地方運輸局長　殿

年　月　日

(代表申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第136条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 貨客輸送連携者エネルギー措置を実施する者の概要

(1)代表申請者

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒 |
| 主たる事業 | |
| 細分類番号 | |
| 資本金 | |
| 従業員数 | |
| 連絡先 | 電話(　　―　　―　　)<br>FAX(　　―　　―　　)<br>メールアドレス |

(2)共同申請者

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号 | |
| 事業者の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 主たる事業 | |
| 細分類番号 | |
| 資本金 | |
| 従業員数 | |
| 連絡先 | 電話(　　―　　―　　)<br>FAX(　　―　　―　　)<br>メールアドレス |

2. 貨客輸送連携者エネルギー措置の目標

| |
|---|
| 原油換算と取組後を対比して記載すること。その際、エネルギー使用合理化期待効果を別表第1(第2)1で記載すること。 |

3. 貨客輸送連携者エネルギー措置の内容

| |
|---|
| 貨客輸送連携者エネルギー措置の内容について概要を記載するとともに、その内容が分かる概念図も添付すること。 |

（チェック欄）

| | |
|---|---|
| 貨客輸送連携者エネルギー措置の実施にあたり、個人情報法に抵触する内容は含みません。 | |

4. 貨客輸送連携者エネルギー措置の実施地域又は実施区間及び実施期間

| | |
|---|---|
| 実施地域又は実施区間 | |
| 実施期間<br>当計画の実施の始期及び終期を記載すること。 | |

5. 貨客輸送連携者エネルギー措置に関してそれぞれ使用したこととされるエネルギーの算出の方法

| |
|---|
| |

6. 貨客輸送連携者エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1)資金調達計画

| 年度 | 実施者 | 投資項目 | 調達先(千円) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 自己資金 | 借入金 | 補助金 | その他 | 合計 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

(2)実施措置の利用

| | |
|---|---|
| 貨客輸送連携者エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無 | 1. 有(　　)<br>2. 無 |

7. その他

| |
|---|
| |

【備考】

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2　複数の連携者エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

【別紙】

○貨客輸送連携者エネルギー措置の概念図

様式第15（第22条第3項関係）

様式第15(第22条第3項関係)

貨客輸送連携者エネルギー計画の不認定通知書

殿

年　月　日

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定申請のあった貨客輸送連携者エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

【備考】

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【記載要領】

法第120条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第16（第23条第1項関係）

様式第16(第23条第1項関係)

認定貨客輸送連携者エネルギー計画の
変更に係る認定申請書

殿

年　月　日

(代表申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定貨客輸送連携者エネルギー計画について、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更の認定を受けたいので申請します。

1. 変更事項の内容

| |
|---|
| 非変更前と変更後を対比して記載すること。 |

2. 変更時期

| |
|---|
| |

3. 変更理由

| |
|---|
| |

【備考】

1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2　複数の連携者エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

様式第17（第23条第4項関係）

様式第17(第23条第4項関係)

認定貨客輸送連携者エネルギー計画の
変更不認定通知書

殿

年　月　日

国土交通大臣　名

年　月　日付けで変更認定申請のあった認定貨客輸送連携者エネルギー計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

【備考】

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【記載要領】

法第120条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第１８（第２４条第２項関係）

様式第18(第24条第2項関係)

認定貨物輸送連携者エネルギー計画の軽微な変更の届出書

地方運輸局長　殿

年　月　日

(代表申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

(共同申請者)
住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた認定貨物輸送連携者エネルギー計画について、下記のとおり軽微な変更をしたので、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第24条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容

【備考】
1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第１９（第２５条関係）

様式第19(第25条関係)

認定貨物輸送連携者エネルギー計画の
認定取消し通知書

殿

年　月　日

国土交通大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定貨物輸送連携者エネルギー計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

【備考】
この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
【記載要領】
法第139条第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第２０（第２６条関係）

様式第２０（第２６条関係）

| 認定機年月日 | |
|---|---|
| 法人番号変更日 | |

定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　月　日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第141条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 事 業 者 名 | | |
| 貨物輸送区分 | 1．鉄道による貨物の輸送<br>2．事業用貨物自動車による貨物の輸送<br>3．自家用貨物自動車による貨物の輸送<br>4．船舶による貨物の輸送 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>E-mail（　　） | |

第１表　エネルギーの使用量

1．貨物輸送事業者のエネルギーの使用量

| エネルギーの種類 | | 単位 | 使用量 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 年度<br>連携者エネルギー原単位を用いたエネルギー使用量 | 連携者エネルギー原単位を用いたエネルギー原油量換算kl |
| 化石燃料 | 揮発油 | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | ジェット燃料油 | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | 軽油 | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | A重油 | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | B・C重油 | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | 液化石油ガス（LPG） | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| | 液化天然ガス（LNG） | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| | 石炭（　　） | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| | 都市ガス（CNGを含む。） | 千m3 | | |
| | 連携分 | 千m3 | | |
| | その他（　　） | | | |
| | 連携分 | | | |
| 化石燃料小計（原油換算kl） | | | | |
| 連携分 | | | | |
| 化石燃料小計（GJ） | | | | |
| 連携分 | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | バイオディーゼル | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | SAF | k l | | |
| | 連携分 | k l | | |
| | 木質 | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| | プラスチック | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| | その他（　　） | t | | |
| | 連携分 | t | | |
| 非化石燃料小計（原油換算kl） | | | | |
| 連携分 | | | | |
| 非化石燃料小計（GJ） | | | | |
| 連携分 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 燃料 | 化石燃料 | 電気事業者からの買電 | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | 非化石燃料 | 電気事業者からの買電 | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | 自家発電 | 合成燃料燃料 | 石炭 | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | 重油 | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | 軽油 | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | 天然ガス | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | | その他（　　） | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| | | 燃料燃料 | 石油系 | 千kWh | | | (a) |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | (a) |
| | | | 非石油系 | 千kWh | | | (a) |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | (a) |
| | | その他（　　） | | 千kWh | | | |
| | | | 送熱分 | 千kWh | | | |
| 電気小計（対象熱量ａ１） | | | | | | | |
| 送熱分 | | | | | | | |
| 電気小計（ロ計） | | | | | | | |
| 送熱分 | | | | | | | |
| 合（計ロ） | | | | | | | |
| 送熱分 | | | | | | | |
| 原油換算ａ１ | | | | | | | ㋐ |
| 送熱分 | | | | | | | |
| 原年度単位熱量ａ１ | | | | | | | |
| 送熱分 | | | | | | | |
| 年度増減比（%） | | | | | | | |
| 送熱分 | | | | | | | |

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（㋐）に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量9.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

２．貨客輸送連携者エネルギー措置の実績

（１）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の合計と省エネ効果

（２）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた輸送量の算出方法

（３）貨客輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量及び当該措置を踏まえた輸送量

| エネルギーの種類 | 単位 | 連携者エネルギー措置に係る業務のエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえた輸送量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数量 | 熱量(GJ) | 数量 | 熱量(GJ) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第２表　貨客輸送連携者エネルギー措置に係る輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は増築の状況

| 器具の名称 | 器具の概要 | 使用状況 | 導入、改造又は増築の状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書管理の欄印を付した欄は記入しないこと。

3　報告書管理の特定事出者番号の欄には、機械大区及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書管理の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係るロ本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１及び２（３）の使用量の欄には、ﾒ.ネルギーの種類ごとに固有単位での燃と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１の使用していない種類のﾒ.ネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１の「その他のﾒ.ネルギー」の欄には、上欄にないﾒ.ネルギーの種類をｲ　ﾛ)に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、単ｲに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１及び２（３）のうちＧＪ（ギガジュール）を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１、第３表の１及び２並びに第４表の１及び２の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及び２並びに第４表の１及び２については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

10　第４表の１の「ﾒ.ネルギー消費原単位」とは、貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのﾒ.ネルギー消費量をいう。

11　第４表の２の「電気需要最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

12　第３表の１及び２の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「ﾒ.ネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気需要最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

13　第３表の１及び２の「５年度関平均原単位変化」の欄には、ﾒ.ネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下の通り。

（１）ﾒ.ネルギー消費原単位

５年度関平均原単位変化（%）＝（Ⅰ)×(Ⅱ)×(Ⅲ)×(Ⅳ)$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位

５年度関平均原単位変化（%）＝（Ⅰ)'×(Ⅱ)'×(Ⅲ)'×(Ⅳ)'$^{1/4}$（%）

様式第２１（第２６条関係）

**様式第２１**（第２６条関係）

| | |
|---|---|
| 定期報告書 | |
| 報告書管理番号 | |

# 定　期　報　告　書

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

ﾒ.ネルギーの使用の合理化及び非化石ﾒ.ネルギーへの転換等に関する法律第141条の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | |
|---|---|
| 事業者名 | |
| 貨客輸送区分 | 1．鉄道による貨客の輸送<br>2．乗合自動車による貨客の輸送<br>3．乗用自動車（乗合自動車を除く。）による貨客の輸送<br>4．船舶による貨客の輸送 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |

第１表　ﾒ.ネルギーの使用量

1．貨客輸送事業者のﾒ.ネルギーの使用量

| ﾒ.ネルギーの種類 | | 単位 | 使用量 年度 | 使用量 使用ﾒ.ネルギー原単位を掛けたﾒ.ネルギー使用量 | 使用ﾒ.ネルギー原単位を掛けたﾒ.ネルギー使用量 熱量GJ |
|---|---|---|---|---|---|
| 化石燃料 | 揮発油 | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | ジェット燃料油 | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | 軽油 | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | A重油 | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | B・C重油 | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | 液化石油ガス（LPG） | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| | 液化天然ガス（LNG） | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| | 石炭（　　） | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| | 都市ガス（CNGを含む。） | 千m3 | | | |
| | 通常分 | 千m3 | | | |
| | その他（　　） | | | | |
| | 通常分 | | | | |
| 化石燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | |
| | 通常分 | | | | |
| 化石燃料小計（GJ） | | | | | |
| | 通常分 | | | | |
| 非化石燃料 | バイオエタノール | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | バイオディーゼル | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | SAF | k l | | | |
| | 通常分 | k l | | | |
| | 水素 | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| | アンモニア | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| | その他（　　） | t | | | |
| | 通常分 | t | | | |
| 非化石燃料小計（原油換算ｋｌ） | | | | | |
| | 通常分 | | | | |
| 非化石燃料小計（GJ） | | | | | |
| | 通常分 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電気 | 燃焼 | 化石燃料 | 電気事業者からの買電 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | 非化石燃料 | 電気事業者からの買電 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | 非燃焼 | 非燃料 | 太陽光 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 風力 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 地熱 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 水力 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | その他（　　） | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | 燃料 | 化石燃料 | | ＴｋＷｈ | | (a) |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | |
| | | | 非化石燃料 | | ＴｋＷｈ | | (b) |
| | | | 通常分 | | ＴｋＷｈ | | (c) |
| | | その他（　　） | | | ＴｋＷｈ | | |
| | | 通常分 | | | ＴｋＷｈ | | |
| 電気小計（原油換算ｋｌ） | | | | | | | |
| | 通常分 | | | | | | |
| 電気小計（GJ） | | | | | | | |
| | 通常分 | | | | | | |
| （B）（a） | | | | | | | |
| | 通常分 | | | | | | |
| 原油換算ｋｌ | | | | | | | ⑦ |
| | 通常分 | | | | | | |
| 総年度原油換算ｋｌ | | | | | | | |
| | 通常分 | | | | | | |
| 対前年度比（%） | | | | | | | |
| | 通常分 | | | | | | |

備考　１　「貨電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が譲渡し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。

２　熱量の算出に当たっては、ﾒ.ネルギーの使用の合理化及び非化石ﾒ.ネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。

３　（B）に記入する熱量換算値は、電気の量１ﾃﾗｷﾛｯﾄ時を熱量3.6GJ ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

2．貨物輸送連携者エネルギー措置の実績

（1）貨物輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の合計と省エネ効果

（2）貨物輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離の算出方法

（3）貨物輸送連携者エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー量及び当該措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離

| エネルギーの種類 | 単位 | 連携者エネルギー措置に係る単位のエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量 | | 連携者エネルギー措置を踏まえた営業運行距離又は営業運航距離 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 数量 | 熱量GJ | 数量 | 熱量GJ | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

第２表　貨物輸送連携者エネルギー措置に係る輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

| 部具の名称 | 部具の概要 | 使用供用 | 導入、改造又は廃棄の状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第２２（第２８条関係）

様式第22(第28条関係)

| | |
|---|---|
| 申受理年月日 | |
| 申処理年月日 | |

輸送能力届出書

国土交通大臣　殿

年　月　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第143条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | |
|---|---|
| 事　業　者　名 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電　話(　　－　　－　　)<br>F A X(　　－　　－　　)<br>e-mail(　　) |
| 輸　送　能　力 | 年度末　　トン |
| 備　　考 | |
| 特定輸送事業者指定番号 | |

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　2　※印を付した欄には記述しないこと。
　　3　次年度以降において輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第16条第3項の基準以上にならないことが明らかである場合は、その旨及びその理由を備考の欄に記入すること。
　　4　既に特定輸送事業者に指定されている場合は、「特定輸送事業者指定番号」の欄に当該特定輸送事業者指定番号を記入すること。

様式第２３（第３０条関係）

様式第23(第30条関係)

| | |
|---|---|
| 申受理年月日 | |
| 申取消年月日 | |

特定航空輸送事業者指定取消申出書

国土交通大臣　殿

年　月　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第143条第4項の規定に基づき、特定航空輸送事業者の指定の取消しを申し出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 航空輸送事業の概要 | 特定輸送事業者指定番号 | |
| | 事　業　者　名 | |
| | 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電　話(　　－　　－　　)<br>F A X(　　－　　－　　)<br>e-mail(　　) |
| | 輸　送　能　力（　年度末） | トン |
| 指定の取消しを申し出る理由 | | |

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
　　2　※印を付した欄には記述しないこと。
　　3　輸送能力の欄については、前年度の末日における輸送能力を記入すること。
　　4　「指定の取消しを申し出る理由」の欄には、事業を行わなくなったときはその旨を、輸送能力がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令第16条第2項の基準以上となる見込みがなくなったときは当年度及び翌年度の見込み並びにこれらの見込みの根拠を記入すること。

様式第２４（第３１条関係）

様式第２４（第３１条関係）

| | |
|---|---|
| 指定受理年月日 | |
| 指定処理年月日 | |

中 長 期 計 画 書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第144条の規定に基づき、次のとおり提出します。

Ⅰ　特定航空輸送事業者の名称等

| | |
|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号 | |
| 事 業 者 名 | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） |
| 中長期計画書の提出免除の希望 | 中長期計画書の提出軽減の軽減の条件に該当しており、<br>当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の<br>中長期計画書の提出免除を<br>□　希望する |

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度

２．計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

| 対　策 | 計　画　内　容 | 実施時期 | エネルギー使用合理化期待効果（原油換算kL/年） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

３．前年度計画書との比較

| 対　策 | 削除された計画 | 理　由 |
|---|---|---|
| | | |
| 対　策 | 追加された計画 | 理　由 |
| | | |

４．その他計画に関する事項

| |
|---|
| |

様式第２５（第３２条関係）

Ⅲ．非化石エネルギーへの転換に関する計画

１．計画期間

年度　～　　年度　　□計画内容に変更なし

２．非化石エネルギーへの転換の目標

２－１．定量的な目標

（１）ＳＡＦの使用割合

| | 目標 |
|---|---|
| | 年度 |
| 使用燃料全体に占めるＳＡＦの使用量の割合 | % |

（２）その他定量的な目標

| 年度 | 内容 | 目標数値 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

２－２．定性的な目標

| 年度 | 内容 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

３．目標を達成するために取り組む措置（計画内容）

| 内容 | 実施時期 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |

４．前年度計画書との比較

| 削除された目標・取組措置 | 理　由 |
|---|---|
| | |
| 追加された目標・取組措置 | 理　由 |
| | |

５．その他非化石エネルギーへの転換に関する事項及び参考情報

| |
|---|
| |

備考　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　計画書冒頭の欄印を付した欄には記入しないこと。
　　３　第のｎの「計画内容」の欄については、対策の種類別に記入すること。
　　４　第のｎの「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギーの使用の合理化効果を原油の数量に換算して「ｋｌ」により記入すること。
　　５　第のｎ及び第のｎ＋１には、第のｎ並びに第のｎ及びｎ＋３について、それぞれ前年度と比較して記入すること。なお、該当する項目が複数にな る場合には、新たに欄を設けて記入すること。
　　６　第のｎ＋１には、第のｎの欄に記入した計画に関連する上位の計画（グループ企業全体に関連するプロジェクト、全体計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。また、この欄のみでは記入が困難な場合には、関係資料を添付すること。

様式第２５（第３２条関係）

| 総受理年月日 | |
|---|---|
| 通知書年月日 | |

定　期　報　告　書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第145条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特定輸送事業者指定番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 特定荷主者番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者名 | | | | | | | | | | | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒<br>電話（　　－　　－　　）<br>FAX（　　－　　－　　）<br>e-mail（　　） | | | | | | | | | | | | |

第１表　エネルギーの使用量

１．エネルギー使用量

| エネルギーの種類 | | | | 単位 | 使用量 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 年度 | 熱量GJ |
| 化石燃料 | | 一般炭 | | ｋｌ | | |
| | | コークス原料炭 | | ｋｌ | | |
| | | 褐炭 | | ｋｌ | | |
| | | Ａ重油 | | ｋｌ | | |
| | | Ｂ・Ｃ重油 | | ｋｌ | | |
| | | 液化石油ガス（ＬＰＧ） | | ｔ | | |
| | | 液化天然ガス（ＬＮＧ） | | ｔ | | |
| | | 石炭 （　　） | | ｔ | | |
| | | 都市ガス（ＣＮＧを含む） | | 千㎥ | | |
| | | その他 （　　） | | ｔ | | |
| 化石燃料小計（別途換算ｌｉ） | | | | | | |
| 化石燃料小計（ＧＪ） | | | | | | |
| 非化石燃料 | | バイオエタノール | | ｋｌ | | |
| | | バイオディーゼル | | ｋｌ | | |
| | | ＳＡＦ | | ｋｌ | | |
| | | 水素 | | ｔ | | |
| | | グリーン | | ｔ | | |
| | | その他 （　　） | | ｔ | | |
| 非化石燃料小計（別途換算ｌｉ） | | | | | | |
| 非化石燃料小計（ＧＪ） | | | | | | |
| 電気 | 買電 | 自家 | 電気事業者からの買電 | ＴＷｈ | | |
| | | | その他（上記以外の買電） | ＴＷｈ | | |
| | | 他社 | 電気事業者からの買電 | ＴＷｈ | | |
| | | 他家 | その他（上記以外の買電） | ＴＷｈ | | |
| | 自家発電 | 燃料消費 | 石炭 | ＴＷｈ | | |
| | | | 重油 | ＴＷｈ | | |
| | | | 油類 | ＴＷｈ | | |
| | | | 水力 | ＴＷｈ | | |
| | | | その他（　　） | ＴＷｈ | | |
| | | 燃料 | 化石燃料 | ＴＷｈ | | GJ |
| | | 消費 | 非化石燃料 | ＴＷｈ | | GJ |
| | | その他（　　） | | ＴＷｈ | | |
| 電気小計（別途換算ｌｉ） | | | | ＴＷｈ | | |
| 電気小計（ＧＪ） | | | | ＴＷｈ | | |
| 合　計（ＧＪ） | | | | | | |
| 別途換算ｌｉ | | | | | | |
| 総年度別途換算ｌｉ（総計年度ｌｉ） | | | | | | |

備考　１　「買電」については、一般送配電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条第１項第９号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気をいう。
　　２　熱量の算出に当たっては、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）で定める換算係数を使用すること。
　　３　（他）に記入する熱量換算値は、電気の量１ギガワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計及び合計に含めないこと。

2．電気需要最適化を経ました電力使用量の内訳

| 時間帯 | | 単位 | 年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 使用量 | | 遠隔分を除いたエネルギー使用量 | | 遠隔変エネルギー法のエネルギー使用量 | |
| | | | 数値 | 原油換算kl | 数値 | 原油換算kl | 数値 | 原油換算kl |
| 昼間 | 4月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 5月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 6月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 7月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 8月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 9月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 10月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 11月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 12月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 1月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 2月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 3月 | ｋＷｈ | | | | | | |
| 特定時間帯 | 出力制御時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 需給が厳しい時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | その他の時間帯 | ｋＷｈ | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | |

備考　１　事業者単位で月別＋時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ該当したものを記入すること。

２　原油換算kl欄には、月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

3．電気の国内認証非化石エネルギー指当量等に係る情報

| クレジット特定番号等 | 無効化又は移転日 | 無効化量又は移転量 |
|---|---|---|
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |
| ～ | | kWh |

4．電気供給事業者から購入した電力の種別及び非化石割合に係る情報

| メニュー名 | 使用量 | | 非化石エネルギー法における非化石割合又は非化石証書使用比率 |
|---|---|---|---|
| 1． | kWh | kl | % |
| 2． | kWh | kl | % |
| 3． | kWh | kl | % |

第２表　輸送用機械器具の概要、使用状況及び導入、改造又は廃棄の状況

| 器具の名称 | 器具の概要 | 使用状況 | 導入、改造又は廃棄の状況 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

第３表　輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量及びエネルギーの使用量

１．輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量 | ㋐ | | |

２．エネルギーの使用量

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギーの使用量（原油換算ｋｌ） | ㋑ | | |

第４表　エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位

１．エネルギー消費原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | 非化石燃料の補正を経ましたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑') ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐） | | |

備考　「非化石燃料の補正を経ましたエネルギーの使用量（㋑'）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２．電気需要最適化評価原単位

| | | 年度 | 対前年度比（%） |
|---|---|---|---|
| 電気需要最適化評価原単位 | 電気需要最適化及び非化石燃料の補正を経ましたエネルギーの使用量（原油換算ｋｌ）（㋑-1） ／ 輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量（㋐） | | |

備考　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を経ましたエネルギーの使用量（㋑-1）」は、㋑の非化石燃料に対して、法第５条第１項に規定する判断の基準で定める補正係数を乗じ、同判断の基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

第５表　過去５年度間のエネルギー消費原単位並びに電気需要最適化評価原単位の変化状況及び非化石エネルギーの使用状況

１．エネルギー消費原単位

| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| エネルギー消費原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶ | ❷ | ❸ | ❹ | |

２．電気需要最適化評価原単位

| 電気使用量の集計区分 | | □　月別　□　時間別 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | ５年度間平均原単位変化 |
| 電気需要最適化評価原単位 | | | | | | |
| 前年度比（%） | | ❶ | ❷ | ❸ | ❹ | |

３．非化石エネルギーの使用状況

３－１．非化石エネルギーの使用状況

| 使用燃料全体におけるＳＡＦの使用状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| % | % | % | % | % |

３－２．その他非化石エネルギーの使用状況

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

第６表　エネルギー消費原単位若しくは電気需要最適化評価原単位が改善できなかった場合又は非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

１．過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（イ）、又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ロ）にその理由

| |
|---|
| （イ）の理由 |
| |
| |
| |
| （ロ）の理由 |
| |
| |
| |

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２．過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合は（ハ）、又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合は（ニ）にその理由

| |
|---|
| （ハ）の理由 |
| |
| |
| |
| （ニ）の理由 |
| |
| |
| |

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３．非化石エネルギーの使用割合が向上しなかった場合の理由

| |
|---|
| |
| |
| |
| |

第７表　エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

| 対象項目 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 高効率約の別とその改善等の把握 | 高効率約の策定<br>☐ 策定している<br>☐ 策定していない | 省エネ推進体制・責任者の設置<br>☐ 全ての部門で実施している<br>☐ 大半の部門で実施している<br>☐ 一部の部門だけ実施している<br>☐ 実施していない | 事務者による高効率約状況（計画の策定・実施等）<br>☐ 全てを実施している<br>☐ 大半を実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | 省エネ法に関する従業員教育実施<br>☐ 実施している<br>☐ 実施していない |
| | 省エネ目標の設定・強度原単位（間接約）原単位<br>☐ 全てを実施している<br>☐ 大半を実施している<br>☐ 一部を実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| 省エネ輸送用機械器具の使用 | 省エネ設備の導入<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 省エネ法に関する設備の導入<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | |
| 省エネ運転・操縦 | 省エネ運転・操縦<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 運転時の改善<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 省エネ運転に関する省エネ<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | |
| 輸送効力の高い輸送用機械器具の使用 | 輸送用機械器具の最適化<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | | |
| 輸送効力の効率的な活用 | 積載率の向上<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | 試運転行動量の削減<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | |
| その他 | 他の事業所間輸送の効率化<br>☐ 全てで実施している<br>☐ 大半で実施している<br>☐ 一部だけ実施している<br>☐ 実施していない | | | |

第８表　その他実施した措置

１．エネルギーの使用の合理化に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

２．電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

３．非化石エネルギーへの転換に関する事項

| 措　置　の　概　要 |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |

第９表　二酸化炭素の排出に係る事項

１．エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

| | 年度 |
|---|---|
| エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量($CO_2$) | |

２．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

| |
|---|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

３．権利利益の保護に係る請求の有無

上記１．の報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項に定める「温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料するとき」の請求に係るものであることの有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　　２．無

４．情報提供の有無

上記１．の報告に関して地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第１項の規定によるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の増減の状況に関する情報等の提供の有無（該当するものどちらかに○をすること）

１．有（別紙のとおり）　　２．無

［備　考］

1　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

2　報告書管理の印字を付した欄は記入しないこと。

3　報告書管理の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記載すること。

4　報告書管理の事業者名の欄の右の欄には、事業者の行う事業に係る日本標準産業分類に掲げる細分類の番号を記載すること。

5　第１表の１の使用量の欄には、ＭＪネルギーの種類ごとに固有単位での値と熱量換算した値を記入すること。

6　第１表の１の使用していない種類のＭＪネルギーの欄は、省略することができる。

7　第１表の１の「その他のＭＪネルギー」の欄には、上欄にないＭＪネルギーの種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、別たに欄を設けて記入すること。

8　第１表の１の５ならびに「ボボジュール」を単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をＴＪ（テラジュール）、ＰＪ（ペタジュール）にかえて記入することができる。

9　第１表の１及びは、第３表の１及びは、第４表の１及びは並びに第９表の１の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表（第１表の２及び第３表の１を除く。）の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（第３表の１及びは並びに第４表の１及びはについては、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100 \ (\%)$$

10　第２表は、原則として当該輸送機械器具の年間のＭＪネルギーの消費量の合計が、当該輸送事業者の当該輸送区分に係るＭＪネルギー使用量の８割を満たすまで記入すること。

11　第４表の１の「ＭＪネルギー消費原単位」とは、輸送ごとにその航空機を使用して有償で運送された旅客及び貨物の重量に輸送距離を乗じて得られる量を算定し、当該輸送ごとに算定した量を合算して得られる量の単位当たりのＭＪネルギー消費量をいう。

12　第４表の２の「電気乗客最適化評価原単位」とは、電気の需要の最適化に資する措置を評価した電気の使用に係る原単位をいう。

13　第５表（コース２を除く。）の上段の欄には、当該年度を含む過去５年間の年度を記入すること。また、同表の１の「ＭＪネルギー消費原単位」及び「対前年度比」の欄並びに同表の２の「電気乗客最適化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。

14　第５表の１及びその「５年度関平均原単位変化」の欄には、ＭＪネルギー消費原単位及び電気乗客最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）ＭＪネルギー消費原単位

５年度関平均原単位変化（％）＝ $(\text{⑤}^{5} \times \text{⑥}^{4} \times \text{⑦}^{3} \times \text{⑧}^{2})^{\frac{1}{4}}$ （％）

（２）電気乗客最適化評価原単位

５年度関平均原単位変化（％）＝ $(\text{⑤}'^{5} \times \text{⑥}'^{4} \times \text{⑦}'^{3} \times \text{⑧}'^{2})^{\frac{1}{4}}$ （％）

15　第６表の１は、「（ｉｉ）の燃焼」が「（ｉ）の燃焼」と同値になる場合には、「（ｉｉ）と同じ」と記入してもよい。また、第６表２は、「（ｐｉ）の燃焼」が「（ｐｉ）の燃焼」と同値になる場合には、「（ｐｉ）と同じ」と記入してもよい。

16　第７表は、選択する項目について該当するものに■印を付すこと。

17　第９表の１の欄（ＭＪネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量）には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること。

18　第９表の２の欄（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容）には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

様式第２６（第３４条関係）

様式第26(第34条関係)

| | |
|---|---|
| 受付年月日 | |
| 受理年月日 | |

光ディスク提出票

殿

年　月　日

住　所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

ＭＪネルギーの使用の合理化及び非化石ＭＪネルギーへの転換等に関する法律第　条第　項の規定による計画書又は報告書の提出に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1．光ディスクに記録された事項

2．光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒 |
| 事業所名 | |
| 所属部課 | |
| 氏名 | |
| 電話 | |
| ＦＡＸ | |
| ｅ－ｍａｉｌ | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　※印を付した欄には記入しないこと。

３　法令の条項については、当該計画書又は報告書の提出の適用条文名を記載すること。

４　「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

５　「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該計画書又は報告書の提出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

６　該当事項がない欄は、省略すること。

様式第２７（第３７条第１項関係）

様式第27(第37条第1項関係)

| | |
|---|---|
| 受付年月日 | |
| 受理年月日 | |

電子情報処理組織使用届出書

殿

年　月　日

住所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

ＭＪネルギーの使用の合理化及び非化石ＭＪネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令第37条第1項の規定に基づき、同令第2条、第8条、第24条第2項及び第28条の届出書、第4条、第10条及び第30条の申出書、第5条第1項、第11条第1項、第15条第1項及び第31条第1項の許可書、第6条、第12条、第30条、第32条及び第32条の報告書又は第15条第1項、第22条第1項及び第33条第1項の申請書の提出に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

| | | |
|---|---|---|
| 特定排出者番号 | | |
| 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号 | | |
| 特定排出者等又は認定管理統括排出者等番号 | | |
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号 | | |
| （ふりがな）事業者名 | | |
| （ふりがな）所在地 | | 〒 |
| 担当者 | 部署 | |
| | （ふりがな）氏名 | |
| | 電話番号 | ―　― |
| | メールアドレス | |

備考　１　※印を付した欄には記入しないこと。

２　有免の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。

３　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

４　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特定排出者等又は認定管理統括排出者等の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

５　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

６　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２８（第３７条第３項関係）

様式第28(第37条第3項関係)

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※処理年月日 | |

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年　月　日

住所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る組織等に関する省令第21条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

| | | |
|---|---|---|
| 特定排出者番号 | | |
| 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号 | | |
| 特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号 | | |
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号 | | |
| (ふりがな)<br>事業者名 | | |
| (ふりがな)<br>所在地 | | 〒 |
| 担当者 | 部署 | |
| | (ふりがな)<br>氏名 | |
| | 電話番号 | ―　― |
| | メールアドレス | |

備考　1　※印を付した欄には記入しないこと。

2　知先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。

3　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

4　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

5　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

6　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第２９（第３７条第３項関係）

様式第29(第37条第3項関係)

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※処理年月日 | |

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年　月　日

住所
法人名
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る組織等に関する省令第21条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号

作成担当者連絡先

| | | |
|---|---|---|
| 特定排出者番号 | | |
| 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号 | | |
| 特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号 | | |
| 特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号 | | |
| (ふりがな)<br>事業者名 | | |
| (ふりがな)<br>所在地 | | 〒 |
| 担当者 | 部署 | |
| | (ふりがな)<br>氏名 | |
| | 電話番号 | ―　― |
| | メールアドレス | |

備考　1　※印を付した欄には記入しないこと。

2　知先の欄には、国土交通大臣又は輸送事業者の主たる事業所の所在地を管轄する地方運輸局長を記載すること。

3　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

4　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号及び特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

5　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨物輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

6　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。